

○ 財務省告示第 77 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 8 年 2 月 12 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

財務大臣 片山 さつき

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 26 回	1, 100, 000, 000 円	102. 15 円
〃	第 27 回	600, 000, 000 円	101. 05 円
〃	第 27 回	3, 100, 000, 000 円	101. 13 円
〃	第 28 回	3, 000, 000, 000 円	99. 40 円
〃	第 28 回	3, 000, 000, 000 円	99. 50 円
〃	第 28 回	1, 100, 000, 000 円	99. 53 円
〃	第 30 回	2, 600, 000, 000 円	96. 50 円
〃	第 30 回	5, 600, 000, 000 円	96. 60 円
合計		20, 100, 000, 000 円	